

平成17年1月26日

お知らせ

資料提供先

合同庁舎記者クラブ・鳥取県政記者クラブ・島根県政記者会・岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ・山口県政記者クラブ・山口県政記者会・山口県政滝町クラブ
中国地方建設記者クラブ

災害情報普及支援室の設置について

平成16年12月21日に「地方整備局長等が実施する災害対策に関する今後の取り組みについて」発表したところです。

http://www.cgr.mlit.go.jp/kisha/2004dec/041221_10.htm

その取り組みの一つとして、ハザードマップ等による平常時からの啓発として、関係各県、市町村への支援体制を強化するため、中国地方整備局管内の河川管理を実施している事務所に「災害情報普及支援室」を27日に設置いたします。

また、地方整備局河川部においても、今後関係県が管理する中小河川における洪水予測システムを構築していく際に、必要となる技術的支援を行うとともに、ブロッックを広域的に所掌する地方整備局としての特性を活かし、複数県間の河川情報の共有化の支援等を行っていきます。

電話でのお問い合わせ

国土交通省 中国地方整備局

TEL 082-221-9231 (代表)

地域河川調整官 山本 (内線3517) (夜間: 082-511-6204)

河川計画課長 中川 (内線3513) (夜間: 082-511-6231)

(広報担当窓口)

広報広聴対策官 稲村 (夜間: 082-221-2087)

環境調整官 谷本 (夜間: 082-223-4542)

災害情報普及支援室について

①. 目的

今次発生した水害にかんがみ、都道府県・市町村における住民への洪水情報等の提供の充実を図るため、河川管理を実施している事務所において、都道府県・市町村からの求めに応じて、直轄事業で長年培ってきた知見・技術等を積極的に提供することとし、次の支援を行う。

- ハザードマップの作成に関する市町村への技術支援
- 事務所管理区間に関する時系列氾濫シミュレーション結果の提供
- 災害情報協議会(仮称) <注1>の運営
- その他、災害ポテンシャル情報に関する普及・啓発活動 等

②. 該当事務所

(鳥取県内)	鳥取河川国道事務所	鳥取市田園町4-400	(0857-22-8435)
	倉吉河川国道事務所	倉吉市福庭1-18	(0858-26-6221)
	日野川河川事務所	米子市古豊千678	(0859-27-5484)
(島根県内)	出雲河川事務所	出雲市塩冶有原町5-1	(0853-21-1850)
	浜田河川国道事務所	浜田市相生町3973	(0855-22-2480)
(岡山県内)	岡山河川事務所	岡山市鹿田町2-4-26	(086-223-5101)
(広島県内)	福山河川国道事務所	福山市三吉町4-4-13	(084-923-2620)
	太田川河川事務所	広島市中区八丁堀3-30	(086-221-2436)
	三次河川国道事務所	三次市十日市西6-2-1	(0824-63-4121)
(山口県内)	山口河川国道事務所	防府市国衛1-10-20	(0853-22-1785)

③. 災害情報普及支援室

該当事務所の副所長(調査・管理担当)を室長として、調査担当課、管理担当課等の職員をスタッフとします。

<注1>

- ・災害情報協議会(仮称)は、今後4月を目途に設置予定。
- ・協議会の詳細は今後検討していくこととなりますが、災害関連情報の共有化と沿川市町村のハザードマップ作成に関する一体的な取り組みを促すことを目的として、国、都道府県、市町村等の機関により構成することを予定。